

平成 21 年 8 月 19 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

日本プライムリアルティ投資法人  
代表者名 執行役員 金子博人  
(コード番号 8955)

資産運用会社名

株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント  
代表者名 代表取締役社長 萩原 稔弘  
問合せ先 取締役財務部長 小澤 克人  
TEL. 03-3516-1591

(訂正) 規約の一部変更及び役員の選任等に関するお知らせ

本投資法人が平成 21 年 7 月 29 日に発表いたしました「規約の一部変更及び役員の選任等に関するお知らせ」の別紙「第 7 回投資主総会招集ご通知」の一部に誤りがありましたので、下記の通り訂正いたします。なお、訂正箇所（一部文頭の表示位置）は網掛けにて表示しております。

記

訂正内容

別紙「第 7 回投資主総会招集ご通知」9 ページ

第 1 号議案 規約一部変更の件 2. 変更の内容

現行規約第 27 条（資産評価の方法、基準及び基準日）1. (6)

<訂正前>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(6) 別紙 1 2. (3) c. 及び d. に 該当する<u>金融先物取引等及び金融</u> <u>デリバティブ取引に係る権利</u></p> <p>a. 取引所に上場している各取引に より生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格（終値、終 値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気 配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの 仲値））に基づき算出した価額により評価する。なお、同日にお いて最終価格がない場合には同日前直近における最終価格に基 づき算出した価額により評価する。</p> <p>b. 取引所の相場がない非上場の各 取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとし</p>	<p>(6) 別紙 1 2. (3) c. に該当する デリバティブ取引に係る権利</p> <p>a. <u>金融商品取引所に上場している</u> <u>デリバティブ取引により生じる</u> <u>債権及び債務は、当該金融商品</u> <u>取引所の最終価格（終値、終値</u> <u>がなければ気配値（公表された</u> <u>売り気配の最安値又は買い気配</u> <u>の最高値、それらがともに公表</u> <u>されている場合にはそれらの仲</u> <u>値））に基づき算出した価額に</u> <u>より評価する。なお、同日にお</u> <u>いて最終価格がない場合には同</u> <u>日前直近における最終価格に基</u> <u>づき算出した価額により評価す</u> る。</p> <p>b. <u>金融商品取引所の相場がない非</u> <u>上場のデリバティブ取引により</u> <u>生じる債権及び債務は、市場価</u></p>

<p>て合理的に算定された価額が得られればその価額により評価する。公正な評価額を算出することが極めて困難な場合には、取得価額により評価する。</p> <p>但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</p>	<p>格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額により評価する。公正な評価額を算出することが極めて困難な場合には、取得価額により評価する。</p> <p>但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</p>
--	---

<訂正後>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(6) 別紙1 2. (3) c. 及びd. に該当する<u>金融先物取引等及び金融デリバティブ取引</u>に係る権利</p> <p>a. 取引所に上場している各取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</p> <p>b. 取引所の相場がない非上場の各取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額により評価する。公正な評価額を算出することが極めて困難な場合には、取得価額により評価する。</p> <p>但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</p>	<p>(6) 別紙1 2. (3) c. に該当するデリバティブ取引に係る権利</p> <p>a. <u>金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引</u>により生じる債権及び債務は、当該<u>金融商品取引所</u>の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</p> <p>b. <u>金融商品取引所の相場がない非上場のデリバティブ取引</u>により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額により評価する。公正な評価額を算出することが極めて困難な場合には、取得価額により評価する。</p> <p>但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</p>

以 上